

業 務	概 要																																																
火葬予約	<p>炉数 8炉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>火葬枠</th> <th>火葬時間</th> <th>現在</th> <th>予約システム導入後 (予定)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>9:00</td> <td>1件又は2件</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>9:30</td> <td>1件又は2件</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10:00</td> <td>1件又は2件</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10:30</td> <td>1件又は2件</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>11:00</td> <td>1件又は2件</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>11:30</td> <td>1件又は2件</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>13:00</td> <td>1件</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>13:30</td> <td>2件</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>14:00</td> <td>1件</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>14:30</td> <td>2件</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>15:00</td> <td>2件</td> <td>2件</td> </tr> </tbody> </table> <p>1時間の火葬枠に受入3件まで。(例)9時に2件予約の場合は9時30分は1件まで。 予約システム導入後は火葬枠を固定して運用。</p> <p>式場利用の火葬は11時及び11時30分を固定枠として使用している。</p> <p>佐倉市、四街道市、酒々井町の住民(以下「組合内」とする)と組合外の料金に差があり。</p> <p>火葬種別・・・大人、子供、胎児、身体の一部、改葬 ※胎児、身体の一部、改葬については原則9時に限定。</p>	火葬枠	火葬時間	現在	予約システム導入後 (予定)		9:00	1件又は2件	2件		9:30	1件又は2件	1件		10:00	1件又は2件	2件		10:30	1件又は2件	1件		11:00	1件又は2件	1件		11:30	1件又は2件	2件		13:00	1件	1件		13:30	2件	2件		14:00	1件	1件		14:30	2件	2件		15:00	2件	2件
火葬枠	火葬時間	現在	予約システム導入後 (予定)																																														
	9:00	1件又は2件	2件																																														
	9:30	1件又は2件	1件																																														
	10:00	1件又は2件	2件																																														
	10:30	1件又は2件	1件																																														
	11:00	1件又は2件	1件																																														
	11:30	1件又は2件	2件																																														
	13:00	1件	1件																																														
	13:30	2件	2件																																														
	14:00	1件	1件																																														
	14:30	2件	2件																																														
	15:00	2件	2件																																														
待合室予約	<p>室数 8室(40名収容) 不足時は会議室2室を待合室として使用。この場合、待合室数は10室 基本的に1室の利用であるが、状況に応じて追加が可能。</p> <p>1室は無料(火葬料金に含まれる)</p> <p>使用しないことも選択可能。ただし、火葬料金は変わらない。</p> <p>組合内と組合外の料金設定に差があり。</p> <p>式場利用で火葬の際に待合室を1室追加した場合は火葬及び告別式の時間帯の2枠で使用することになるので2室分の追加料金となる。</p> <p>火葬受付時間の30分前から使用可能。</p>																																																
式場予約	<p>式場数 2式場 内訳(第1式場、第2式場)</p> <p>使用方法・・・通夜、告別式、骨葬</p> <p>第1式場(1階)、第2式場(2階)は同規模。80名まで収容。</p> <p>火葬時間 第1式場 11時 第2式場 11時30分</p> <p>使用時間 通夜日14時30分から翌日13時30分まで(設営から撤去まで含む)</p> <p>組合内のみ使用可能。</p> <p>貸出前及び返却時に職員によるチェックを行う。</p> <p>第1式場、第2式場の貸切も可能。</p> <p>祭壇・・・仏式、神式、正宗、キリスト</p> <p>友引の前日及び12/31～1/2の通夜は使用できない。</p> <p>備え付けの祭壇使用の場合は事前に送付していただく予約確認書により、祭壇及び備品の使用有無を確認して当日職員が設営。</p>																																																

<p>第3告別室 の特別使用</p>	<p>使用方法 告別式等 火葬時間 10時 使用時間 8時45分から10時15分まで（設営から撤去まで含む） 通夜利用不可。組合内のみ使用可能。 貸出前及び返却時に職員によるチェックを行う。 祭壇・・・なし（仏式備品備え付け）</p>
<p>霊安室（庫） 予約</p>	<p>庫数 8庫 組合内と組合外の料金設定に差があり。 搬入後24時間までは一律料金。その後、12時間毎に追加料金が発生。 霊安庫のみの使用は不可。 予約時間は5分単位で搬入出の時間を管理。 搬入出時間 9時から17時まで 搬入出は職員立会いの下、葬儀業者により行う。</p>
<p>予約受付簿</p>	<p>記載事項 火葬・・・火葬時間、業者名、出棺場所、宗教、住所、年齢、 氏名（フリガナ）、来場者数、申請者電話番号、 備考（待合室番号、仕出し、収骨有無等記載） 式場・・・上記火葬予約記載事項及び喪主名、式場看板使用有無、泊まり有無、 告別式時間、業者電話番号 霊安室・・・受付日、搬入出庫時間、葬家名、使用区分（式場又は通夜） 業者名、同日搬入庫時の葬家・業者名 予約を受付した際に随時記入。当日の予約状況はその日の朝に全職員に配布。 予約システム導入後、記載事項については簡略化を検討。</p>
<p>使用許可 申請書</p>	<p>申請者は「使用許可申請書」（複写式）に必要事項を記入し提出。 許可書は火葬当日、死体埋火葬許可証と一緒に渡す。 記載事項 申請者・・・住所、氏名、電話番号、対象者との続柄 対象者・・・住所、氏名、性別、生年月日、年齢、死亡（分娩）年月日 改葬体数、妊娠週数（週、月） 使用区分・・・火葬日時（年月日時分）、火葬区分（大人、子供、死胎、 改葬、身体の一部）、式場使用期間（年月日）、 各待合室追加（通夜、告別、火葬）、 霊安室使用期間（年月日）、取り扱い業者</p>
<p>料金</p>	<p>火葬当日に火葬、式場、待合室、霊安室の使用料金及び諸証明手数料を計算して、当日に精算。料金精算時に領収書（内訳料金記載）を発行。</p>
<p>火葬証明 （火葬当日）</p>	<p>火葬当日に死体埋火葬許可証裏面に証明。公印を押印。</p>
<p>分骨証明</p>	<p>火葬前に分骨証明申請書により申請。申請を受け、分骨証明書を発行。公印を押印。</p>
<p>火葬証明 （火葬後日）</p>	<p>死体埋火葬許可証を紛失した方に後日発行。火葬証明申請書により申請。 申請を受け、火葬証明書を発行。公印を押印。</p>

支払済証明	領収書を紛失した場合に発行。使用料支払済証明申請書により申請。 申請を受け、使用料支払済証明書を発行。公印を押印。
火葬状況報告書の作成	墓地、埋葬等に関する法律第17条による火葬状況報告書の作成。
日次処理	組合内、組合外の日毎の総括集計表及び市区分集計表の作成。
月次処理	組合内、組合外の月毎の総括集計表及び市区分集計表の作成。
年次処理	組合内、組合外の年毎の総括集計表及び市区分集計表の作成。
式場利用 状況表	市町ごとの式場の使用の割合、使用件数。 月ごとの式場利用可能回数、式場利用率。
歳入調定簿	組合内、組合外の日ごとの歳入調定簿の作成。歳入の科目ごとに帳票を作成。
火葬簿の作成	墓地、埋葬等に関する法律施行規則第7条第3項による火葬簿の作成、保存。

## さくら斎場施設使用料一覧表

### 【火葬料金（非課税）】

区 分	組合内	組合外
	佐倉市、四街道市、酒々井町	左記以外の市町村
大 人	7, 0 0 0円	1 0 0, 0 0 0円
子 供	6, 0 0 0円	8 0, 0 0 0円
死 胎	3, 5 0 0円	6 0, 0 0 0円
改 葬	2, 5 0 0円	3 0, 0 0 0円
身体の一部	2, 5 0 0円	3 0, 0 0 0円

○大人は満12歳以上 ○子供は満12歳未満

### 【待合室使用料】

区 分	組合内	組合外
1室当たりの追加料金	5, 5 0 0円	1 6, 5 0 0円

○通夜、告別、火葬の区分ごとで算定

### 【霊安室使用料】

区 分	組合内	組合外
24時間	3, 3 0 0円	6, 6 0 0円
追加12時間毎	1, 1 0 0円	2, 2 0 0円

### 【式場使用料】

区 分	組合内	組合外
通夜～告別式	9 9, 0 0 0円	使用不可

○祭壇、その他付属設備及び待合室1室の使用を含む  
○使用時間 午後2時30分から翌日の午後1時30分まで

### 【第3告別室使用料】

区 分	組合内	組合外
特別使用	5, 5 0 0円	使用不可

○使用時間 午前8時45分から午前10時15分まで（火葬時間午前10時）

### 【諸証明交付手数料】

区 分	分骨証明書等	火葬証明書は 再発行の場合
1件1通につき	3 0 0円	